

無担保住宅ローン(空き家解体費用)

平成28年4月1日現在

商品名	無担保住宅ローン(空き家解体費用)	
ご利用いただける方	(一社)しんきん保証基金 〔空き家特例 無担保住宅ローン〕	(一社)しんきん保証基金 〔リピートプラン(空き家特例 無担保住宅ローン)〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上で、安定継続した収入のある方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上で、安定継続した収入のある方 ・当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付きローンを完済して3年以内の方 ・当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付きローンの返済実績が1年以上かつ返済中であり、直近3ヶ月の約定返済に3営業日以上が遅れが一度もない方。 ・(一社)しんきん保証基金保証付カードローンを契約されている方または新規に契約される方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員になれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可能 ・申込人が上記を目的として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 【対象となる空き家の条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 	
ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上 500万円以内(1万円単位) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、お申込金額と(一社)しんきん保証基金の保証付きローンご利用額(他行含む)の残高合計(住宅ローン、保険ローンを除く)で3,000万円以内とします。 	
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上 20年以内(1ヶ月単位) 	
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・「変動金利型」と「固定金利期間特約型 10年」いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。 ・「変動金利型」の借入後利率は、長期プライムレートを指標金利として決定する「基準金利」の変更に伴い、変更幅と同様に引き下げ、または引き上げられます。 借入後の利率変更は、4月と10月の年2回、新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用されます。 ・「固定金利期間特約型 10年」については、お借り入れより10年間は、当金庫の長期プライムレートを基準として当金庫が定める利率を適用します。以後については、特約期間到来時点の当金庫の長期プライムレートを基準として当金庫が定める利率を適用します。 ※借入期間が、特約期間内の場合は、全期間固定金利となります。 ※特約期間は途中で変更できません。 	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済または6ヶ月毎のボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金はご融資額の50%以内とします。 ・「固定金利期間特約型 10年」の場合 特約期間中の毎回のご返済額は一定です。特約期間終了後にご返済額を見直し、見直し後のご返済額は新利率と残期間により新たに設定した金額とさせていただきます。 	
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望に応じて、団体信用生命保険の他、3大疾病保障特約や、就業不能保障付の団体信用生命保険にも加入いただけます。(保険料は当金庫所定の金利を上乗せとし、お客様ご負担となります) 	

融一〇一③A
次頁へつづきます

債務返済 支援保険	<ul style="list-style-type: none"> ご希望に応じて8大疾病補償付債務返済支援保険にも加入いただけます。 (保険料は当金庫所定の金利を上乗せとし、お客様ご負担となります) 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。 	
保証人	<ul style="list-style-type: none"> (一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。 	
保証料	<ul style="list-style-type: none"> (一社)しんきん保証基金の定める保証料率をご融資利率に別途上乗せとなります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 保証料率:年 0.68% (例)融資金額 500 万円、融資期間 10 年の場合: 保証料額は約 173,500 円となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証料率:年 0.54% (例)融資金額 500 万円、融資期間 10 年の場合: 保証料額は約 137,500 円となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 融資金は原則として、全額購入先への振込が条件となります。 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 	

融—9—③B